# 「盛土規制法」の運用開始について

令和7年8月

京都府盛土対策チーム

(京都府建設交通部建築指導課)

#### 背景·必要性

#### 盛土をめぐる現状

- ○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
  - → 甚大な人的・物的被害(令和3年7月)
- ○盛土の総点検において、全国で約3.6万箇所を目視等に より点検(令和4年3月)







死者28名、住宅被害98棟

廃棄された土石の崩落 廃棄され 死者1名、重傷者1名、 軽傷者1 住宅被害1棟

廃棄された土石の崩落 軽傷者1名、県道通行止&

#### 制度上の課題

- ○宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
  - → <u>各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**</u> (一部の地方公共団体では、条例を制定して対応)

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

#### 危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

- ※ 全国知事会等からも法制化 による全国統一の基準・規制を 設けることについて要望あり
- ◆盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制
  - ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称"盛土規制法"
  - ※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応
- ◆国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、 都道府県知事等が規制を実施

#### 1. スキマのない規制

#### 規制区域

- ○都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
- ➤ 宅地造成等工事規制区域:市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
- ▶ 特定盛土等規制区域:市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
  - ※「都道府県知事等」とは、都道府県知事、指定都市・中核市の長
- ○区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入(指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出)
- ○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な**基礎調査**を実施

#### 規制対象

- ○規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする
- ○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、<br />
  単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制
  - ※ <u>許可された盛土等については、①**所在地等の一覧を公表**するとともに、②現場での標識掲出を義務化</u>し、無許可行為の早期の摘発につなげる。

#### (参考) 改正前の宅地造成工事規制区域

#### 【規制対象】

●宅地を造成するための盛土・切土



#### 【区域指定のイメージ】

主に、丘陵地にある市街地(又は今後市街地になりうる土地)の区域を指定



#### 新制度による規制区域

#### 【規制対象】

※ (下線部): 規制を強化する部分

- ◆土地(森林・農地を含む)を造成するための盛土・切土
- ●土捨て行為や一時的な堆積



#### 【区域指定のイメージ】

改正前の宅地造成工事規制区域に加えて、 土砂流出等により人家等に被害を及ぼしうる、 森林、農地、平地部の土地を広く指定



#### 2. 盛土等の安全性の確保

#### 許可基準 ·手続

- ○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定
  - ※ 許可に当たっては、工事主の資力・信用、工事施行者の能力についても審査
- ○許可に当たって、**土地所有者等の同意** 及び **周辺住民への事前周知 (説明会の開催等)** を要件化

#### 中間検査 完了検査

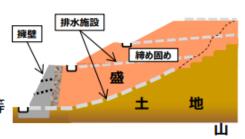
- ○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
  - ①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施
  - ※ 地域の実情に応じ、条例で、許可基準の強化のほか、定期報告の頻度や内容、中間検査の対象項目等の上乗せができる旨の規定を措置。

#### ■災害防止のための安全基準の設定

#### <盛土・切土>

(主な安全基準)

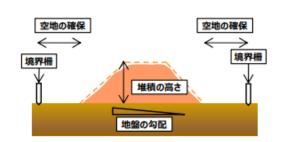
- ✓ 擁壁の設置
- ✓ 排水施設の設置
- ✓ 盛土の締め固め 等



#### <一時的な堆積>

(主な安全基準)

- ・ 地盤の勾配
- ✓ 堆積の高さ
- 夕 空地の確保 等



#### ■施工中・完了時の安全確認

工事の許可

#### 中間検査

工事完了後に確認困難となる 工程について、現地検査



#### **一完了検査**

安全基準への適合について現地検査

- ✓ 盛土の形状
- ✓ 擁壁の強度 等



工事着手







工事完了

定期報告

工事完了時までの3ヶ月ごと(各自治体において報告期間を短縮することは可能)に報告 例:盛土・切土又は堆積した土石の土量 等

#### 3. 責任の所在の明確化 / 4. 実効性のある罰則

○盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務**を有することを明確化 管理責任

「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者。土地が譲渡等された場合でも、その時点での土地所有者等に青務が発生。

監督処分 ○災害防止のため必要なときは、土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令

※ 当該盛士等を行った造成主や丁事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る。

則

○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、 条例による罰則の上限より高い水準に強化

#### 工事の適正な施工

#### 施工後の適正な管理

工事主

工事施行者

土地所有者等

常時安全な状態に 維持する責務

管理責任の明確化

原因行為者※

(※過去の土地所有者等)

- ・無許可での盛土
- •安全基準違反
- 検査の受検義務違反

施工停止命令

等の違反があった場合 ●災害防止措置命令 (擁壁の設置等)

管理不全等により 安全性に問題が

生じている場合

●改善命令 (擁壁の設置等)

機動的な是正命令

#### 都道府県知事等

※ 命令の相手方を確知できない、命令するいとまがない、命令された者が期限までに対策を実施しない等の場合には、都道府県知事等が代執行。

○無許可、安全基準違反、命令違反等に対する拘禁刑及び罰金刑について、

条例による罰則の上限より高い水準に強化(最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下)

○法人に対しても抑止力として十分機能するよう、**法人重科**を措置**(最大で3億円以下)** 

実効性のある罰則

5

# 京都府における盛土規制法の運用開始について

- ◆ 京都府(京都市域除く)では、府域全域を規制区域に指定し、 <u>令和7年5月1日から</u>、本格運用を開始しました。
- ◆規制区域内において一定規模を超える盛土等を行う場合に許可や届出が必要になります。
- ◆京都府盛土対策ホームページ

トップページ > 防災・防犯・安心・安全 > 盛土対策



# 規制区域について(区域の種類)

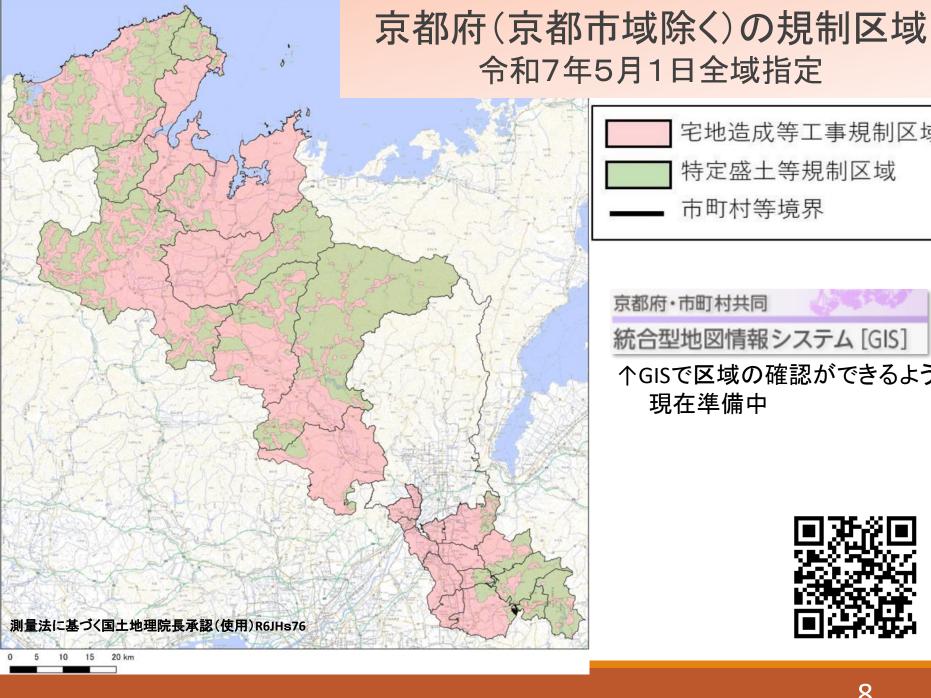
# 宅地造成等工事規制区域

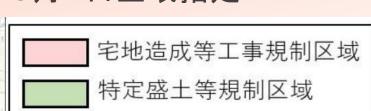
市街地や集落、その周辺等に人家等が存在するエリアを指定

## 特定盛土等規制区域

市街地や集落等から離れているものの、地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリアを指定







市町村等境界

京都府·市町村共同

統合型地図情報システム [GIS]

个GISで区域の確認ができるよう 現在準備中



# 規制区域について(指定までの流れ)

法に基づく基礎調査の実施【市町村意見照会】

- R6.9 府域全域を規制区域の候補とする案(運用開始がR7.5.1)を公表 【報道発表・市町村通知・府HP掲載】
- R7.2 法定の市町村意見照会結果を踏まえた規制区域案決定 【市町村通知・関係団体通知・府HP掲載】
- R7.3 区域指定前後の工事の取り扱い・制度説明チラシ配布 【関係団体に説明・府HP掲載】
- R7.4.30 規制区域の指定・運用開始を公表 【4/28報道発表・市町村通知・関係団体通知・府HP掲載】

### R7.5.1 区域指定·本格運用開始

# 規制区域について(規制の効果)

# 区域指定前

- 限られた規制区域内の「宅地」のみを制限してきた
- 規制区域外又は宅地以外では制限がなく、危険な盛土等の 法に基づく指導が困難



# スキマなく、規制区域を指定

# 区域指定後

- 府内全域で、土地(宅地・森林・農地)に、一定規模を超える 盛土等を行う場合は、許可等が必要になる。
- 危険な盛土等は、既存のものも含め、法律の規制対象となり、所有者等に安全な状態を維持する義務が発生。

# 規制区域について(規制の効果)

山間部だけではなく平野部でも危険な盛土が問題となっている。



規制区域指定前に、民家裏に危険な盛土がなされた。

規制区域を指定し、盛土規制法により、行 為者に改善命令



行政代執行(危険な盛土を撤去) 行為者を刑事告発

事例 福島県 西郷村(写真:福島県提供)

福島県西郷村 盛土

検索

# 許可対象について

#### 許可対象となる盛土等の規模

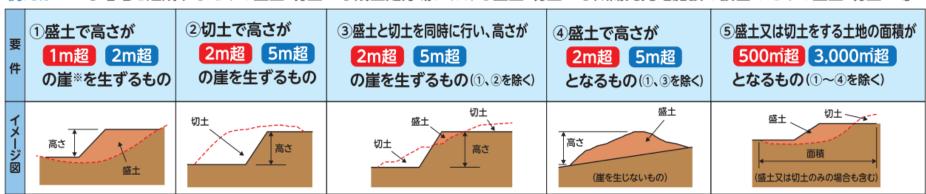
赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

#### <土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土

●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等



※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

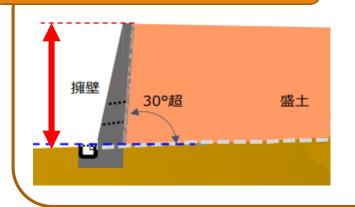
#### <一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等



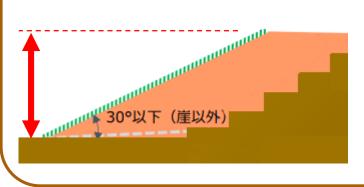
# 許可対象について(盛土・切土)

#### 崖を生ずるもので許可対象



- ①②③ 盛土・切土で、一定の高さを超える る崖(地表面が水平面に対し30度を超える 角度をなす土地)を生ずるもの
- 面積が小さくても、許可の対象となる。例: 戸建て住宅の敷地

#### 崖が生じないもので許可対象



- ④⑤ 崖は生じないが、一定の高さを超える盛土又は、盛土・切土で一定の面積を超えるもの
- 高さが低いものや面積が小さいものは許可不要。

# 許可対象について(盛土・切土)

例題: 宅地造成等工事規制区域の場合

1 建築物の敷地で擁壁(崖に該当)を設置する 造成工事を行う。盛土高さ1.2m、造成面積150㎡

許可申請 必要

2 農地の嵩上げを行う(崖は生じない)。 盛土高さ1.5m、造成面積450㎡ 許可申請 不要

3 資材置き場の造成を行う。 盛土高さ45cm、造成面積1,000㎡ 許可申請 必要

#### 盛土規制法の規制対象とならない工事・許可を要しない工事

○ 公共施設の用に供されている土地(公共施設用地)で行われる盛土等に関する工事は、盛土規制法の適用除外(法第2条第1号)。

#### 公共施設用地

法 律 第2条 第1号	公共施設用地	● 道路、公園、河川 その他政令で定める 公共の用に供する施設の用に供されて いる土地		
政 令第2条	政令で定める 公共の用に供 する施設	<ul> <li>砂防設備、地すべり防止施設、 海岸保全施設、津波防護施設、 港湾施設、漁港施設、飛行場、 航空保安施設鉄道、軌道、索道又は 無軌条電車の用に供する施設 等</li> <li>国又は地方公共団体が管理する 学校、運動場、墓地 等</li> </ul>		
省 令 第1条 第1項	その他これら に準ずる施設 で主務省令で 定めるもの	<ul><li>雨水貯留浸透施設、農業用ため池、 防衛施設周辺の生活環境の整備等に 関する法律第2条第2項に規定する 防衛施設</li></ul>		
省 令 第1条 第2項	国又は地方公 共団体が管理 する学校、運 動場、墓地そ の他の施設で 主務省令で定 めるもの	<ul> <li>学校、運動場、緑地、広場、墓地、 廃棄物処理施設、水道、下水道、 営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設 農業集落排水施設、漁業集落排水施設 林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊 防止施設</li> </ul>		

#### (その他規制対象とならない行為)

● 土地利用のために土地の形質を維持する行為については、 災害の危険性を増大させないことから、規制対象とならない。 (例えば、通常の営農行為の範疇にある耕起等や、グラウンド 等の施設を維持するための土砂の敷き均し等)

- 規制対象工事であっても、**災害の発生のおそれがないと認められる工事は、許可不要**(法第12条第1項ただし書・法第27条第1項ただし書・法第30条第1項ただし書)。
- ただし、土地の保全等に関する努力義務の適用を受けるため、 災害の発生のおそれのある場合には、改善命令等の対象。

#### 許可不要工事

● 鉱山保安法:鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等)

政 令

- 鉱業法:鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事)
- 第5条 採石法:岩石の採取 (認可を受けた採取計画に係る工事)
  - 砂利採取法:砂利の採取 (認可を受けた採取計画に係る工事) 等
  - ◆ 土地改良法:土地改良事業(農業用用排水施設の新設等)等
  - ◆ 火薬類取締法:火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
  - 家畜伝染病予防法:家畜の死体等の埋却
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律:廃棄物の処分等
  - 土壌汚染対策法:汚染土壌の搬出又は処理等
  - 放射性物質汚染対処特措法:廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
  - 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

省 令 第8条

- 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応 急措置として行う工事
- 高さ 2m以下かつ面積 500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土 をする厚さが 30cm (都道府県等が規則で別に定める場合はその値) を超えないものを行う工事 京都府(京都市域を除く)では30cm
- 土石の堆積を行う土地の面積が 300㎡を超えないもの
- 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

#### 規制対象とならない「通常の営農行為」

次の各号の全てを満たす行為は、通常の営農行為に該当します。

- 1. 耕作に適した土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物(産業廃棄物、一般廃棄物、特別管理廃棄物)が混入しない土を使用すること。
- 2. 近傍農地、農作物及び道水路等に対する被害防除に十分配慮し、万一被害が発生した場合は、農地所有者等の責任において対応すること。
- 3. 盛土又は掘削の高さが1メートル未満であること。特に、道路との段差については、 原則として隣接する道路面の高さを超えないこと。
- 4. 農地改良の規模が3,000平方メートル未満であること(当該農地改良を行う農地を含む一団の農地の区域において3,000平方メートル以上の農地改良を行うこととなるものを除く。)。
- 5. 農地改良の着手から農地を復元するまでの期間がおおむね6箇月以内であること。
- 6. 農地改良後、速やかに耕作を再開する計画があること。
- 7. 他法令(条例を含む。ただし、盛土規制法を除く。)の許認可等を要しないこと。

#### 規制対象となった農地の造成

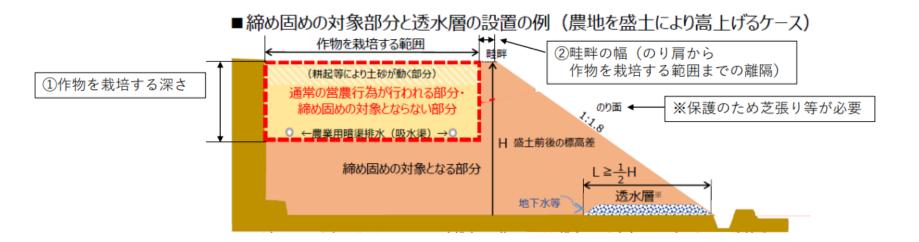
通常の営農行為に該当せず盛土規制法の規制対象となり許可等が必要になった場合であっても、「作物を栽培する範囲」は締固め等の技術的基準の適用外となります。

#### 「作物を栽培する範囲」

農地における盛土のうち、作物を栽培する範囲において通常の営農行為(耕起、代かき等)が行われる部分については、盛土規制法の規制対象外(注)となるため、締固めや透水層の設置の規制は対象となりませんが、その他の盛土部分については、当該盛土部分が崩れないよう宅地造成及び特定盛土等規制法施行令7条1項1号イ・ロにより締固めと透水層の設置が必要になります。

(注)技術的基準の適用外となりますが、盛土をする土地の面積(規制対象面積)には含まれますので、盛土規制法の許可申請に際しては、作物を栽培する範囲が明確にわかる断面図等を添えて申請してください。

#### 規制対象となった農地の造成



上図のように農地を盛土により嵩上げるケースにおける「作物を栽培する範囲」については、

- ①作物を栽培する深さ
  - →水田の場合は50cm程度、 畑の場合は60cm程度 茶園の場合は70cm程度、

果樹園の場合は100cm程度とすること

- ②畦畔の幅(のり肩から作物を栽培する範囲までの離隔) →盛土前後の標高差が
  - 0.5m未満の場合は30cm以上、
  - 0.5m以上1.5m未満の場合は50cm以上、
  - 1.5m以上の場合は60cm以上とすること

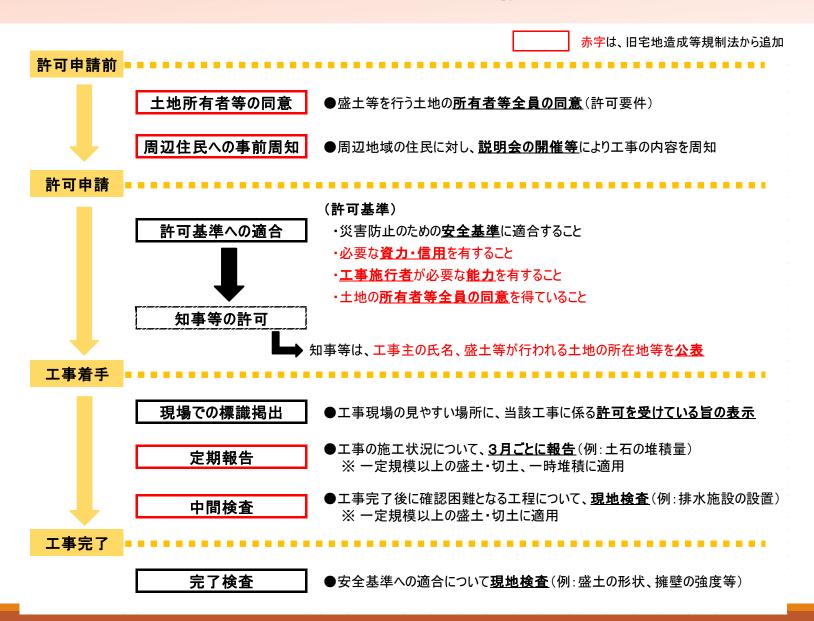
※作物を栽培する範囲において通常の営農行為が行われる部分については、 技術的基準の適用外となるが、盛土をする土地の面積(規制対象面積)には含まれる。

#### 工事に付随して行われる土石の堆積

工事の施行に付随して行われる土石の堆積※1であって、当該工事に使用する土石 又は当該工事で発生した土石を<u>当該工事の現場※2</u>又は<u>その付近※3</u>に堆積するもの は許可不要となります。

- ※1 当該工事に使用する土石又は当該工事から発生した土石を当該工事現場や その付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術 者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。
- ※2 工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請 負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた 土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工 事の現場として取り扱います。
- ※3本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な 範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土 地が該当します。

# 許可申請について(手続きフロー)



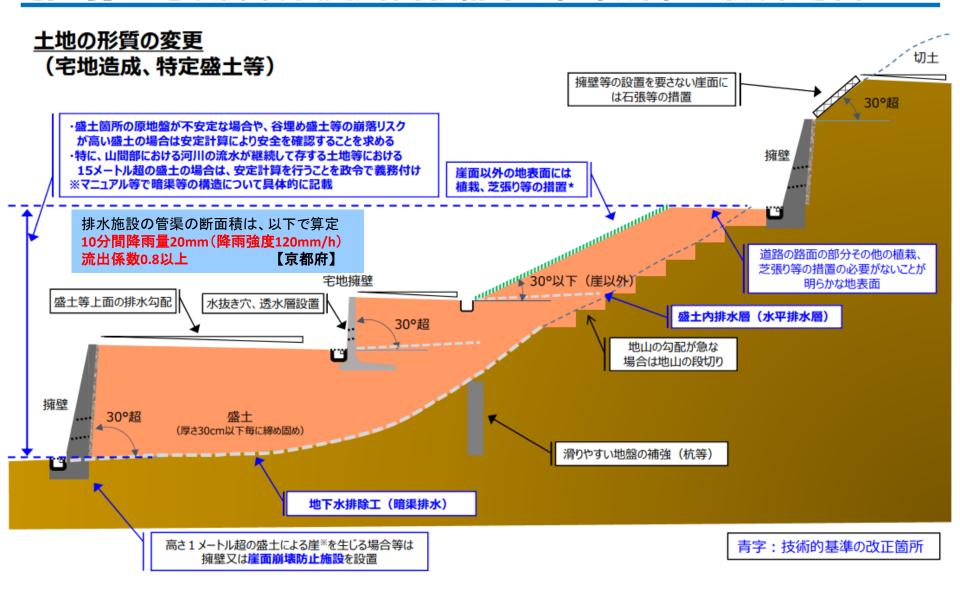
# 京都府の窓口について

事項	宅地造成等工事 規制区域	特定盛土等規制区域	
<b>許可等</b> 相談 通報	各土木事務所 建築住宅課	各広域振興局 森づくり振興課	
相談通報	各保健所 環境衛生課又は環境課		

農地のご相談は、まず、各市町村の農業委員会に、通常の営農行為に該当するか確認をお願いします。

不審な盛土を発見した場合は、各窓口にお知らせください。

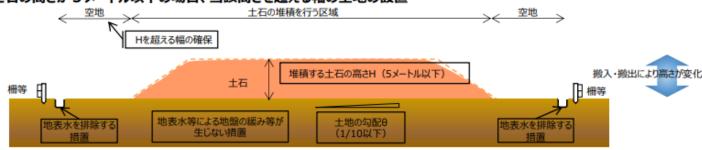
#### 【参考】土地の形質の変更に係る技術的基準(政令)全般の概念図



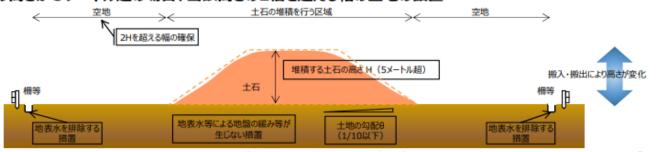
- ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう。
- ★ 宅地造成、特定盛土等のそれぞれについて、植栽、芝張り等の措置が不要な条件を規定。

#### 【参考】土石の堆積に係る技術的基準(政令)全般の概念図

(イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地の設置



(ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地の設置



※「柵等」は、地区内に人がみだりに立ち入らないようにする施設であり、ロープ等も適用可能 「排水施設」は、地表水の流出入を防止できるようであれば素掘り側溝等の簡素な措置とすることも可能

- ◆ 土石の堆積とは、宅地又は農地等において行う土石の堆積で、一定期間の経過後に 当該土石を除却するもの(ストックヤード)
- ◆ <u>最大時の</u>堆積高さ・面積が、一定規模を超えるものが許可対象
- ◆ 京都府では、土石の堆積の期間は5年を超えない期間としており、5年を超える場合は、変更許可申請が必要です。

# 建設発生土の搬出先の適正確認について



建設発生土が適切に利用・処分されるよう、 資源有効利用促進法の省令改正により、建設 発生土の搬出先の事前確認や搬出後の受領 書の確認など建設発生土の搬出先計画制度 の強化が行われています。

令和6年6月からは、建設発生土が不法・危険な盛土等に利用されることがないよう最終搬出先まで確認することが元請業者に義務付けられています。

一方、登録ストックヤードに搬出した場合は、 登録ストックヤード運営事業者がその後の適正 な搬出を引き継ぐことになるので、元請業者は 最終搬出先までの確認は不要となります。

国HP

建設発生土の搬出先計画制度



# 都市計画法における盛土規制法みなし許可等について (1/2)

#### 1 都市計画法 (開発許可) と盛土規制法の対象

	許可対象		
	建築物の建築を目的とする土地の区画形質の変更 (開発行為)		
開発許可	例:分譲住宅地(道路新設・区画割)		
	共同住宅の敷地、工場や商業施設の敷地 等		
	建築物の建築以外を目的とする造成(土地の形質の変更) も対象		
盛土規制法許可	許可 例:露天の駐車場や露天の資材置場(建築物無し)		
	農地や森林における造成等		

#### 2 盛土規制法の規制区域内の開発許可「みなし許可」

盛土規制法の規制区域内で、盛土規制法の許可が必要な造成を伴う開発許可を受ける場合、<u>盛土規制法の許可を受けたものとみなされる</u>。通称「<u>みなし許可</u>」。(=盛土規制法の許可は不要。)

#### ○ みなし許可の場合の盛土規制法の適用

盛土規制法の規定	開発許可への適用		
住民への周知	_		
土地所有者等の同意	- (開発許可の基準による)		
工事の技術的基準	適用(盛土規制法の基準を引用)		
中間検査(地下水排除工)、定期報告	適用		
工事現場の標識の掲示	適用		

# 都市計画法における盛土規制法みなし許可等について (2/2)

#### 3 都市計画法と盛土規制法の違い

#### (1) 造成等の基準

	造成	雨水排水	
開 発 許 可	(以下以外は、ほぼ同じ。)	降雨強度 <u>80</u> mm/h	
宅地造成等許可	<ul><li>・崖面崩壊防止施設</li><li>・地表面の保護</li></ul>	降雨強度 <u>120</u> mm/h	

#### (2) 設計者の資格が必要な工事・資格要件

	設計者の資格が必要な工事	資格要件	
開 発 許 可	開発行為の面積 1 ha以上	<ul> <li>大学卒業+実務経験2年以上</li> <li>一級建築士+実務経験 2年以上</li> <li>等</li> </ul>	
宅地造成等許可	・地上高さ5m超の擁壁設置 ・造成面積1,500㎡超における 排水施設の設置	· 大学卒業+実務経験 2 <sup>4</sup>	

# 森林において工事を行う場合の留意事項

- 1 林業活動を行うみなさまへ
  - ✓ 森林作業道
- 2 公共工事を行うみなさまへ
  - ✓ 治山事業
  - ✓ 林道事業
- 3 森林開発行為を行うみなさまへ
  - ✓ 土石の採掘
  - ✓ 残土処分場
  - ✓ 宅地造成
  - ✓ 太陽光発電施設 ほか

# 1 林業活動を行うみなさまへ



- 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に 関する工事は、**盛土規制法の許可・届出が不要**です。
- ▶ 作業路網は「森林作業道作設指針」等に即して整備される必要があります。
- ▶ 許可・届出が不要であっても、<u>盛土規制法に基づく土</u> 地の保全等に関する努力義務は生じており、災害の発 生のおそれが大きい場合は、勧告や改善命令の対象と なります。
- ○宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則
- (<u>宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事</u>) 第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるも のとする。
  - 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事

# 京都府森林作業道作設指針(抜粋1)

#### 4 切土・盛土

森林作業道は、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。 締固めの効果は、

- ・荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・雨水の浸透を防ぎ土の軟化や膨張を防ぐこと
- ・土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するもの とする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。<u>やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191</u>号)をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

#### (1) 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件や林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行うものとする。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5 mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5 m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、<u>土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2 m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討</u>するものとする。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、マサ土では直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況などを基に判断するものとする。

# 京都府森林作業道作設指針(抜粋2)

#### (2) 盛土

① 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、森林作業道の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

<u>堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて仕上げ</u>、地山の土質に応じて以下のとおり施工するものとする。

ア よく締まった緊結度の高い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈みにくいような緊結度の高い土砂では、盛土部分の地山を段切りして基盤を作った上で、盛土を行うものとする。

イ 緊結度の低い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈下したり、ぬかるみ(泥濘化)やすい緊結度の低い土砂では、盛土部分と地山を区分せず、路体全体に盛土を行い締め固めること等により路体の安定を図るものとする。

- ② <u>盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする</u>。 <u>やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする</u>。 なお、急傾斜地では、堅固な地盤の上にのり止めとして丸太組工、ふとんかごや2次製品を設置すること、石積み工法等を採用すること等を行い、盛土高を抑えながら、堅固な路体を構築するものとする。
- ③ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うこと、構造物を設置すること等を行い、路体に十分な強度を持たせるようにするものとする。
- ④ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、3に留意して排水施設を設置するものとする。
- ⑤ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

# 盛土規制法の勧告・改善命令

27条

4項

42条

工事主

土地の所有者等

原因行為者

要件 区域 相手方 勧告·命令内容 条文 く 勧 告 > 宅地造成等 災害防止のため必要な措置勧告 土地の所有者等/ 22条 ・災害の防止のため必要がある 工事規制区域 工事主/工事施行者 2項 列)擁壁等設置、改造 災害の防止のため必要がある 必要な措置を勧告 27条 工事主 3項 (届出受理日から30日以内) 例)工事の計画変更 災害防止のため必要な措置勧告 土地の所有者等/ 41条 ・災害の防止のため必要がある 例)擁壁等設置、改造 工事主/工事施行者 <改善命令> 宅地造成等 災害防止工事命令 ・災害防止措置未了/極めて不十分 土地の所有者等 23条 工事規制区域 列)擁壁等設置改造/盛土改良/土石除却 原因行為者 災害発生のおそれが大きい

・正当な理由がなくて勧告に係る措置をと

・災害防止措置未了/極めて不十分

災害発生のおそれが大きい

らなかったとき

国土交通省HPより 一部加工 https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001490955.pdf

列) 擁壁等設置改造/盛十改良/十石除却

勧告に係る措置をとるべきこと

例)工事の計画変更

災害防止工事命令

# 2 公共工事を行うみなさまへ



- ➢ 治山施設を設置する工事や、林道の新設・改良工事は、盛土規制 法の公共施設用地における工事として同法の規制対象外です。
- ▶ 工事に付随して行われる土石の堆積(仮置き)について、仮置き場所が工事の契約内容に含まれているか、本体工事現場と一体的な安全管理が可能な場所である場合は、盛土規制法の許可は不要です。

公共施設用地			
法 律 第2条 第1号	公共施設用地	● <b>道路、公園、河川</b> その他政令で定める公共の用に供する施設の用 に供されている土地	
政 令 第2条	政令で定める公共の用 に供する施設	<ul> <li>砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、 港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、 鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設</li> <li>国又は地方公共団体が管理する 学校、運動場、墓地</li> </ul>	
省 令 第1条 第1項	その他これらに準ずる 施設で主務省令で定め るもの	<ul><li>● 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等 に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設</li></ul>	
省 令 第1条 第2項	国又は地方公共団体が 管理する学校、運動場、 墓地その他の施設で 主務省令で定めるもの	<ul> <li>学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、</li> <li>水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、</li> <li>農業集落排水施設、漁業集落排水施設、</li> <li>林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設</li> </ul>	

八廿歩シ田州

国土交通省HPより 一部加工 https://www.mlit.go.jp/ toshi/content/ 11\_morido\_taisyougai\_tate.pdf

# 3 森林開発行為を行うみなさまへ



- 森林内で土地の造成工事等を行う場合は、盛土規制法の許可・届出だけでなく、森林関係法令の手続が必要となる場合があります。
- ▶ 具体的には、規模が小さい場合は「<u>京都府豊かな緑を</u> 守る条例に基づく開発計画の協議」、規模が大きい場合は「<u>森林法に基づく林地開発許可</u>」が必要となることがあります。
- ▶ 「保安林」内では、森林機能の維持に支障を及ぼすような森林開発行為はできません。

# 京都府豊かな緑を守る条例(通称:緑条例)

◆ 森林開発行為予定箇所の地域森林計画の対象民有林(保安林等を除く)が1,000㎡(3,000㎡)を超える場合は、緑条例に基づき開発計画の協議を行う必要があります。





◆ 森林開発行為実施基準に基づき、森林開発行為の実現性があるか、 防災措置計画が適切かどうか等の確認を行います。なお、<u>盛土規</u> 制法や土砂条例等の**許可**対象となる工事は協議不要です。

盛土規制法	緑条例
許可対象工事	協議不要(適用除外)
届出対象工事	協議対象となりうる
許可・届出不要	協議対象となりうる

届出は協議の対象
→盛土規制法・緑条例の両方の手続が必要となる場合があります

# 森林法(林地開発許可制度)

◆ 森林開発行為予定箇所の地域森林計画の対象民有林(保安林等を除く)が1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合0.5ha) を超える場合は、森林法に基づく林地開発許可が必要です。



太陽光発電 0.5ha超



太陽光発電<u>以外</u> 1.0ha超

◆ 森林法(林地開発許可)と盛土規制法は目的や許可基準が異なる ため、工事の場所や規模によっては両方の許可が必要です。

#### 災害の防止

法面勾配・法面保護・排水施設等

#### 水の確保

沈砂池の設置等

#### 水害の防止

洪水調節池等の適切な設置

#### 環境の保全

残置森林等の適切な配置

# 森林法 (保安林制度)

◆ 保安林とは、森林のもつ様々な公益的機能を発揮させるため、農 林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。



水源かん養保安林 (水を蓄え洪水や渇水を防ぐ機能)



土砂流出防備保安林 (樹木の根等が 土砂災害を防ぐ機能)



保健保安林 (レクリエーションの場となり 生活にやすらぎと潤いを与える機能)

- ◆ 保安林では、森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすような開発行為はできません。
- ◆ 森林が保安林であるかどうかの確認は、その保安林が所在する市町村を管轄する京都府の各広域振興局森づくり振興課又は京都林務事務所で確認することができます(最終スライド参照)。

# お問い合わせ先

- ▶ 特定盛土等規制区域における工事(盛土規制法)
- 森林内の工事(森林法・京都府豊かな緑を守る条例)

工事が施行される土地の所在地	担当課	電話番号		
京都市※・向日市・長岡京市・大山崎町	京都林務事務所 治山課	075-414-5725		
宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川 市・久御山町・井手町・宇治田原町・笠置 町・和束町・精華町・南山城村	山城広域振興局 森づくり振興課	0774-21-3087		
亀岡市・南丹市・京丹波町	南丹広域振興局 森づくり振興課	0771-22-1019		
福知山市・舞鶴市・綾部市	中丹広域振興局 森づくり振興課	0773-62-4621		
宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町	丹後広域振興局 森づくり振興課	0772-62-4317		
	農林水産部 森の保全推進課	075-414-5030		

盛土規制法と府土砂条例(京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例)の関係等について

◎手続きについて

## (1)新たな土地の埋立て等について

盛土規制法に基づく許可を受けて行う土地の埋立て等であっても、<u>3,000</u> m以上であれば、従前どおり、土砂条例に基づく許可も必要ですので、あらかじめ、所管の保健所に御相談ください。

# (2)盛土規制法の本格施行前から実施している土地の埋立て等について

現在土砂条例の許可を受けて行われている土地の埋立て等の<u>計画を変</u> <u>更(特に拡大)する場合は、新たに盛土規制法の許可が必要となることが</u> <u>あります</u>ので、事前に盛土規制法担当窓口に相談の上、必要な手続きを 行ってください。

# 「廃棄物」の取扱いについて

「廃棄物」として取扱われるものは、別途「廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)」で規制されます。

「廃棄物」の取扱いについては、所管の保健所へお問い合わせいただきますようよろしくお願いします。

# 参考資料

◆京都府盛土対策ホームページ 規制区域・盛土規制法に基づく申請等マニュアル 許可等の公表



◆国土交通省・農林水産省・林野庁ホームページ 法の概要・パンフレット等



本日の資料は、各ホームページで公表されている内容を基に作成しています。 詳しくは、各ホームページをご確認ください。